

よくあるお問い合わせ（小慢指定医）

- Q 1) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請又は変更届のどちらでしょうか。
- A 1) 専門医資格による指定医として新規申請が必要となり、指定医番号も変わります。有効期間は新たな指定日から5年間です。
(現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、そのまま現在の指定医番号をお使いいただき、**更新申請時に専門医に切り替える**という方法もあります。)
- Q 2) 専門医資格を有する医師として指定医の指定通知書をもらいましたが、専門医資格の有効期限が切れてしまい、専門医資格の取得予定はありません。この場合はどうしたらよいでしょうか。
- A 2) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけます。
また、更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該指定医が作成した実績等に鑑み、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、指定の更新をしてよいとされています。
- Q 3) 指定医が札幌市外へ転出した場合の取扱いについて教えてください。
- A 3) 札幌市外へ転出し、札幌市内の医療機関で勤務しなくなる場合は、札幌市に辞退届を提出してください。
転出後も札幌市内の医療機関において、医療意見書を作成する機会がある場合は、引き続き札幌市で指定を受ける必要があります。有効期間の終期までに更新申請が必要です。
また、転出先の医療機関でも医療意見書を作成される場合は、勤務先を所管する都道府県又は市への申請手続きが必要です。
詳細は転出先の都道府県又は市へお問い合わせください。
また、札幌市外から転入し、札幌市内の医療機関で医療意見書を作成する場合も同様に札幌市への申請手続きが必要です。
- Q 4) 主たる勤務先は札幌市内の医療機関ですが、札幌市外の医療機関にも勤務しており、その医療機関でも医療意見書を作成することがあります。指定医の指定は札幌市で受けていけばよいでしょうか。
- A 4) 小慢指定医については、医療意見書を作成する勤務先を所管する都道府県又は市ごとに指定を受ける必要がありますので、勤務先を所管する都道府県又は市へ指定申請をしてください。